

京都市指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、使用者への安全・安心な給水の確保を実現するために必要な情報の提供を図り、併せて指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）の届出事項及び給水装置工事主任技術者（以下、「主任技術者」という。）の状況等の確認を行うことを目的として、給水装置工事を施行する指定事業者に対して、適正な給水装置工事の施行の確保を図るための定期的な研修等の実施に関し必要な事項を定める。

(研修対象者)

第2条 研修は、管理者が指定を行った全ての指定事業者の代表者及び技術責任者（主任技術者又は指定事業者内の周知及び教育を適切に実施できる者をいう。）に対して行うものとする。

2 前項の研修を受ける者は、各指定事業者につき若干名とする。

(研修時期)

第3条 管理者は研修を定期的に行うものとし、指定事業者は3年に1回受講することとする。

(研修通知)

第4条 指定事業者全てに対し、研修の実施について通知するものとする。

(研修申請手続)

第5条 研修を受講しようとする指定事業者は、次に掲げる事項を記載した研修受講申請書を管理者に提出するものとする。

- (1) 指定事業者の名称又は代表者の氏名及び住所
- (2) 研修を受けようとする者の氏名及び住所
- (3) 主任技術者名等
- (4) その他管理者が必要と認める事項

(研修費用)

第6条 研修に対する費用は徴収しないこととする。

(研修受講報告書)

第7条 研修終了後、研修を受講した者に対して、研修受講報告書を提出させるものとする。

2 研修は、前項の研修受講報告書の提出をもって、終了したものとする。

(研修修了証の交付)

第8条 研修受講者に対して、管理者は修了証を交付することとする。

(研修不参加者の取扱い)

第9条 研修に参加しなかった指定事業者については、研修不参加理由書にその理由等を記載し、管理者に提出するものとする。

- 2 研修不参加理由書の提出がない者及びその他特段の理由なしに研修を不参加とした者については、「京都市指定給水装置工事事業者の指定取消し等に関する事務処理要領」の処分基準に基づき、処分の対象となる場合がある。

(研修内容)

第10条 研修の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定給水装置工事事業者制度の概要
- (2) 給水装置工事に係る技術的基準
- (3) 外部接続工事について
- (4) 鉛製給水管取替工事助成金交付制度について
- (5) 前各号に定めるもののほか、指定事業者の指定に関して必要な事項

附則

この要領は、平成24年2月20日から施行する。